

消防職団員の教育訓練に関する検討会

報 告 書

平成15年7月

消防職団員の教育訓練に関する検討会

はじめに

消防学校における教育訓練の内容を定める「消防学校の教育訓練の基準」(昭和45年消防庁告示第1号)は、制定以来、7回の一部改正により、所要の整備を重ねてきました。しかし、過去に全面的な点検、検討が行われておらず、制定以来30余年を経過した昨今、さまざまな課題が指摘されていました。

こうした中、消防学校関係者から、当該基準の抜本的な見直しが必要であるとの声があがり、平成14年6月の全国消防学校長会総会において、消防庁に「消防学校の教育訓練の基準」の見直しを求める要望が議決されました。

また、この総会の後、全国消防学校長会が各消防学校を対象に実施した、「消防学校の教育訓練の基準」に関するアンケート調査の結果が、同年10月の全国消防学校長会総会で報告されるとともに、消防庁に対して、再度、見直しが求められたところです。

これらを背景として、消防庁では、「消防学校の教育訓練の基準」の全面改正に向けた検討を開始することとし、特に教育訓練に係る現場の声を幅広く求めながら、具体的な検討を行うために、消防学校、消防本部、消防団等の各関係者の御協力をいただき、「消防職団員の教育訓練に関する検討会」を開催し、検討を重ねてきました。

本検討会は、平成14年12月の第1回に始まり、以後、計5回に及ぶ会議を開催してきました。告示制定以来、初めての全面的な点検、議論を、短期間で行わなければならないなど、検討は決して容易なものではありませんでしたが、委員全員が各回すべての会議に出席されたことに顕著に表れているように、非常に熱心な議論の下で検討が深められ、その結果、新しい基準の方向性と輪郭を描くことができ、この報告書が取りまとめられるに至りました。これもひとえに委員各位の御協力の賜と感謝する次第であります。

今回の検討結果を踏まえ、消防庁においては、「消防学校の教育訓練の基準」の全面改正に着手してまいります。この機に際して、改めて、消防学校をはじめ、各消防機関におかれましては、今後とも、教育訓練に係る相互の連携・協力を図りつつ、効果的な教育訓練の実施に努められるようお願い申し上げます。

平成15年7月

消防職団員の教育訓練に関する検討会

委員長 三好勝則

目 次

第1章	消防学校における教育訓練の現状と課題	1
1	消防職団員に対する教育訓練	1
2	消防学校における教育訓練	2
3	「消防学校の教育訓練の基準」の課題	2
4	消防学校が抱える課題	3
第2章	「消防学校の教育訓練の基準」の見直しの方向性 ～総論	6
1	教育訓練に係る消防学校と消防本部の役割分担	6
2	消防学校で行うべき教育訓練の改廃の内容	7
3	「消防学校の教育訓練の基準」の設定に係る要素	11
4	消防団員の教育訓練における柔軟な対応	12
5	特別教育として考えられる教育訓練	14
第3章	「消防学校の教育訓練の基準」の見直しの内容 ～各論	16
1	消防職員を対象とする教育訓練	16
(1)	初任教育	16
(2)	専科教育	20
(3)	幹部教育	34
2	消防団員を対象とする教育訓練	39
(1)	基礎教育	39
(2)	専科教育	42
(3)	幹部教育	46
卷末資料		
別図1	現行の「消防学校の教育訓練の基準」の体系図	50
別図2	見直し後の「消防学校の教育訓練の基準(案)」の体系図	51
資料1	消防学校の教育訓練基準に関する調査結果(全国消防学校長会)	52
資料2	消防職団員の教育訓練に関する検討会委員名簿	61

第1章 消防学校における教育訓練の現状と課題

1 消防職団員に対する教育訓練

国内で発生する災害の態様は、年々、複雑多様化の様相を見せており、また、消防機関が担う救急業務や火災予防業務は、その業務量の増加だけではなく、専門化・高度化した対応を求めるに至っている。

このような消防機関を取り巻く社会情勢の変遷に、消防職団員が適切に対応していくためには、職務に関する知識、技能の向上が不可欠であることは言うまでもなく、消防職団員に対する教育訓練は、従来にも増して重要なものとなっている。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署所や消防団における教育訓練を基本としているが、特に一定水準の消防に係る知識、技能を効率的・効果的に習得させることを主眼として、消防組織法では、「消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。」(第26条の2第1項)と規定し、任命権者に消防学校等における受講機会の提供を義務づけている。

(1) 消防職員に対する教育訓練

消防職員の教育訓練としては、消防本部や消防署所において、地域特性を踏まえた上での計画的な職場教育が、平素から日常的に実施されている。この他、職場教育とは別に、消防庁に設置されている消防大学校や、都道府県及び一部の指定都市に設置されている消防学校において、多種多様な教育訓練が行われている。また、より一層の専門的な知識、技能の習得のため、(財)救急振興財団による救急救命研修所や、(財)消防科学総合センターにおける研修等も実施されている。

(2) 消防団員に対する教育訓練

消防団員の教育訓練についても、消防職員同様に、消防大学校や消防学校における受講機会が設けられているが、消防大学校における教育訓練の受講者は、一部の幹部団員に限定されており、また、消防学校において実施されている教育訓練には、実際、さまざまな課題や制約が存している。(詳細は後述)

こうした状況もあり、消防団員の教育訓練に関しては、「消防学校の教育訓練及び職場教育について」(昭和45年3月18日付け消防総第60号消防庁次長通知)に基づき、各消防団が消防本部等との連携を図り、年間教育計画等を策定して、新入団員研修や幹部研修をはじめとする消防訓練等を幅広く実施しているのが、一般的である。

2 消防学校における教育訓練

消防学校の設置については、「都道府県は、(中略)消防学校を設置しなければならない。」(同法第26条第1項)「指定都市は、(中略)消防学校を設置することができる。」(同条第2項)とされており、平成15年4月1日現在、47都道府県及び8指定都市に、計55校が設置されている。

消防学校において実施される教育訓練は、「消防庁が定める基準を確保するよう努めなければならない。」(同条第4項)とされ、その基準として、「消防学校の教育訓練の基準」(昭和45年消防庁告示第1号)が示されている。

近年、消防業務は、社会全般から広く注目を集めており、消防職団員の資質向上を求める声は強まっていると言えよう。これを背景として、教育訓練の専門機関である消防学校に対する消防本部等の期待は、ますます高まっている。

3 「消防学校の教育訓練の基準」の課題

消防学校が実施する教育訓練の内容を定める「消防学校の教育訓練の基準」(以下、「教育訓練基準」という。)は、昭和45年に制定されて以来、7回の一部改正を重ねつつ、30年余を経過しており、現在の教育訓練の体系及び種別(各科・各課程)は、別図1のとおりとなっている。

「消防学校の教育訓練の基準」の課題は、おおむね、以下のとおりであるが、消防学校における教育訓練の実態との間に乖離が顕著となっているなど、基準自体に陳腐化が見られる。

(1) 総体的な検討の不十分さ

過去の一部改正は、消防需要の変化への対応を目的として、教育訓練基準への科や教科目の新設追加を主とするものであった。しかし、新設に伴う教員数の増加や、新設に代わる廃止は行われていないなど、消防学校で実施が可能な教育訓練総量の検討

・精査は十分でない。現在では、未だその影響による弊害が明確とは断じられないが、
今後は、こうした観点からの配慮・勘考が必要である。

(2) 教育訓練基準に定める各科・各課程の必要度の再精査

各科・各課程を見ると、教育訓練基準の制定当時に比べて必要度が希薄となったため、開講実績に乏しいもの、必要度はあるものの実施に当たって困難さ・問題点を有するため、教育訓練基準に定める内容を満たしていないものなどが存在している。その一方で、消防需要の専門化・高度化の状況を踏まえて、新たな課程等の導入を期待する声もある。

(3) 教育訓練基準自体の弾力性の欠如

消防学校で行われる教育訓練には、社会情勢の変化や、各消防学校により異なるさまざまな事情に応じ、自在かつ確に対処できる柔軟性が求められる。しかし、現行の教育訓練基準においては、各科・各課程ごとの総時間数はもとより、各教科目ごとの時間数に至るまで、最低限実施すべき時間数として示されていることから、柔軟性をもたらすというよりは、むしろ硬直的な考え方に立っている。

こうした中、各消防学校において、必要に迫られて適宜、教科目及び時間数を調整している例が多分に見受けられる。これらの対応には、現場における実際的な試みとして一定の評価を与えることもできるものの、教育訓練基準に定める内容との差異は決して小さくはなく、その調整は不可避の状況にある。

4 消防学校が抱える課題

教育訓練基準の課題そのものとは区別して整理できるが、関連して、教育訓練を実施する施設・機関たる消防学校においても、さまざまな課題を抱えている。

(1) 職員の大量退職に伴う大量採用期の対応

全国的な傾向として、平成19年度前後から消防職員の大量退職期が到来するが、これに伴い必然的に訪れる大量採用への対応が必要となる。消防学校では、いかに効率的に水準を確保した初任教育を行うかが大きな課題となってくる。

例えば、多くの消防学校では、大量退職期の初任教育（現行：6か月以上、900

時間以上)を年1回で実施しようとする場合は、初任教育生が宿泊施設の収容人員を超えてしまうこと、また、初任教育を1年に2回開講した場合は、消防職員の専科教育や、消防団員を対象とする教育訓練が実施できなくなることなどの影響が生じるとされている。

なお、こうした課題は、一過性のものに過ぎず、教育訓練基準の内容に直接的に影響を与えるべきものではないとの見解もある。しかしながら、消防力の低下を招くことなく、スムーズな新陳代謝を図っていくためには、初任教育の円滑な実施が不可欠であり、たとえ過渡的にせよ、不十分なものに甘んじることは許容されない。この課題は、当然に考慮されなければならないものである。(参考：消防職員採用数は、平成12年を100とした場合、平成19年は166、平成23年は287と推定される。)

(2) 消防団員の普通教育の実施

現行の教育訓練基準では、消防団員の普通教育は、4日以上、24時間以上と定められているため、必然的に平日に開講されることとなる。しかし、近年、被雇用者(サラリーマン)である消防団員の割合が増加しているため、平日の受講は困難となりがちな上、消防団員によっては居住地から消防学校が遠く、通学上の利便性が悪いなどの事情を有している。これらが影響する結果として、基準どおりに開講している消防学校はわずか1校のみとなっており、基準と実態とが最も乖離している。

こうしたことから、各地では、消防学校において、土日を利用して教員を要請のあった地域に派遣し、内容及び時間数を圧縮した普通教育を開講している例や、消防学校が、直接関与することなく、消防本部や消防署の指導の下で各種研修を実施し、これらを普通教育と見なしている例など、地域の実態に応じつつ、さまざまな工夫を凝らした教育訓練が行われている。

この問題については、教育すべき内容の検討にとどまらず、地域防災力の要として期待される消防団員に効果的な教育を行うために、専ら消防学校に専属で担当させることが果たして妥当であるのか、教育の実施主体まで踏み込んで検討する必要がある。

(3) 一週間当たりの教育時間数と法定労働時間

労働基準法の改正で、一週間当たりの労働時間数が週40時間に縮減されて久しいが、教育訓練基準に定める一週間当たりの教育時間数(38時間)は改正されず、従

来のままである。

また、週休一日制勤務を前提にしたカリキュラムが基本的に維持されているため、各科・各課程における教育時間数の確保や教科目の的確な配置に困難を来している。特に長期間にわたって開講される消防職員の初任教育では、各日とも、教育訓練とは別に、連絡事項の伝達等に要する時間を設定する必要があるが、現在の完全週休二日制の下では、一週間に38時間の教育時間を確保することは、実質的に不可能となっている。

第2章 「消防学校の教育訓練の基準」の見直しの方向性 ～総論

1 教育訓練に係る消防学校と消防本部の役割分担

教育訓練の専門機関である消防学校に対して、消防本部等が寄せる期待は大きい。しかし、昨今の社会経済情勢や行政を取り巻く環境の変化にかんがみると、消防学校の施設及び人員の量的な拡充は容易ではなく、實際上、限られた資源を効率的・効果的に活用することにより対処せざるを得ない面がある。

したがって、教育訓練の充実を図るためには、各消防機関がそれぞれの機能に応じて、明確な考え方の下、役割を分担し、相互に緊密な連携を図りつつ、最大の効果を発揮するよう配意する必要がある。

(1) 消防学校が担うべき役割

消防学校が担うべき教育訓練の定性的な内容は、これまでも背景として認識されていたものと思われるが、あらためて述べれば、

高度で専門的な知識、技術を習得するためのもの

各消防本部や消防団において、単独で実施するよりも、能力・経験段階等に共通条件を有する者を対象とする集団教育として、消防学校で実施することにより、教育効果が高まると判断されるもの

消防学校の施設等を利用しなければ実施できないもの、あるいは、消防学校の施設等を利用することにより、より高い教育効果が見込まれるものに整理することができる。

この他、各消防本部等で行われる教育に対する技術的援助も、消防学校の重要な責務である。

(2) 消防本部等が担うことを期待される役割

消防本部や消防署所では、従前に引き続き、地域の気象条件や災害の発生態様・特性などの管内情勢を十分考慮した上で、実際の職場で行われるにふさわしい教育訓練

を計画的に実施する必要がある。

とりわけ、消防団員に対する教育訓練において果たすべき役割は大きい。消防団は、地域の諸事情に精通し、地域に密着した活動を行うことが期待されている。特に、大規模災害時などに、こうした特性の発揮が強く求められるのであるが、このような特性を理解・考慮し、消防団員にこれらを涵養・発展させる教育訓練を付与するためには、消防団に身近に接し、地域特性を共有し合う消防本部・消防署が貢献できる部分は大きい。平素から消防団と十分な連携を確保した上で、消防学校における教育訓練との関連も意識した教育訓練の実施が望まれる。

また、専門性が要求される専科教育等は、消防学校で実施すべきものであるが、消防学校に全面的に依存することがあってはならない。消防職員を入校させるに際しては、事前に予備的な教育を行うなど、専科教育等を効果的に受講させるための配慮が必要である。他方、専科教育等の修了者に対しては、必要に応じて、現場ならではの補完教育を積極的に実施するなど、教育効果の定着と習熟度の一層の向上が図られるよう配慮すべきである。

2 消防学校で行うべき教育訓練の改廃の内容

第1章で記したように、教育訓練基準は、多くの課題を有しており、陳腐化が指摘されている。

そこで、教育訓練基準の中に設定されている現行の各科・各課程について、現在における必要度を再点検し、また、新規に実施が求められる教育訓練内容の検討を行うなど、消防学校で行うべき教育訓練を精査した結果は、以下のとおりである。また、この結果を体系的に表現すると、別図2のとおりとなる。

(1) 廃止が可能なもの

消防職員を対象とした「機関科」「無線通信課程」「救急課程」「救急課程」、消防団員を対象とした「予防科」は廃止が可能である。

< 機関科 (消防職員) >

機関科は、自動車3級整備士の技能検定を受けるために必要な教科目を中心として、昭和58年に新規に設けられたものである。現在、機関科を開講している都道

府県の消防学校は少なく、平成13年度には、わずか3校のみとなっている。

消防自動車の内燃機関のコンピュータ制御が著しく進展していること、消防自動車の運転・ポンプ操作等に関して、各消防本部が独自に機関員認定制度を設けていることなどを考慮すると、本科の果たす意義は薄れている。

なお、消防本部の実情等にかんがみて、本科を開講する必要がある消防学校においては、引き続き本科の内容を特別教育として開講することができる。

<無線通信課程（消防職員）>

電波法による無線従事者（特殊無線技士無線電話乙（現在の第2級陸上特殊無線技士））の免許を受けるための講習課程として、昭和58年に現行の基準が設けられたものである。近年、開講する消防学校は減少しており、平成13年度は19校のみである。開講されている本課程の時間数は、14時間程度がほとんどであり、基準上の時間数（31時間以上）を大きく下回る状況にある。

なお、消防本部の実情等にかんがみ、本課程を開講する必要がある消防学校においては、引き続き本課程の内容を特別教育として開講することができる。

<救急 課程（消防職員）>

救急隊員として最低限必要な知識及び技術を習得するための課程として設けられている。近年、消防庁においては、救急業務の高度化を推進しており、救急隊員は救急 課程修了者以上の者で編成するよう努めることとしている。各消防本部では、順次、救急 課程修了以上の資格を有する救急隊員の養成を図ってきており、こうした動きを背景として、平成13年度より本課程の実施校はなくなっている。これを機に本課程を廃止しても、實際上支障はない。

<救急 課程（消防職員）>

救急隊員としての資格を取得する課程は、順次、包括的な内容を有する救急標準課程に移行しており、段階的に区分した課程を設ける必要は乏しくなっている。また、本課程は、救急 課程修了者を対象としているため、救急 課程が廃止されれば、その意義は必然的になくなる。

しかしながら、今後、なお数年の間は、従来の救急 課程修了者を対象として、

本課程の需要が考えられる。このため、本課程を教育訓練基準の本則上、廃止することとするが、経過措置として、当分の間、開講できるようにする必要がある。

なお、この結果、教育訓練基準上、救急業務に関する課程は、現行の救急標準課程（時間数250時間以上）が唯一のものとなる。これに伴い、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第50条に定める救急隊員として修了することが必要な講習の時間数を現行の135時間以上（現行の救急課程に相当）から、250時間以上に引き上げを図るかどうかが問題となる。

教育訓練基準と省令の規定は、将来的には一致を見るべきものではあるが、省令の当該規定は強行規定である上、教育訓練基準における下限を引き上げても、即座に従来の基準に基づく教育訓練を受けた救急隊員を新しい基準に基づく教育訓練を受けた者と同様にはみなし得ない。このため、経過措置として、上記のような措置が求められる。教育訓練基準は、隊員の養成に資するためのものであり、実際の隊員の運用に先行して、その水準の引き上げを図ることは、円滑な移行のためには許容されるべきものである。

こうした考え方から、今回の教育訓練基準の見直しに際しては、省令の規定を改正しないこととする取扱いが適当である。新しい教育訓練基準の下における上記の経過措置の適用状況を見極め、実際の救急隊の運用に支障が生じないことを確認できる段階で、省令の規定が教育訓練基準の内容に整合的なものとなるよう改正すべきである。

< 予防科（消防団員） >

本科は、近年においては実施校も少なく、平成13年度は2校のみとなっている。この2校でも、教育訓練の内容を独自に定め、これを5時間あるいは7時間という限られた時間で行っているに過ぎず、開講の実態はほとんどない。そもそも、定められている教科目は、現在、消防団員に期待されている活動内容に合致しておらず、本科が果たすべき役割は乏しい。

なお、13年度に開講した2校のように、本科を開校する必要がある消防学校においては、引き続き本科の内容を特別教育として開講することができる。

(2) 統合すべきもの

消防職員を対象とする「予防課程」と「査察課程」は、それぞれの教科目に共通・重複する内容がかなり存在している。開講状況を見ると、予防課程を開講した消防学校は査察課程を開講しておらず、また、査察課程を開講した消防学校は予防課程を開講していないという代替傾向が見受けられる。こうした点にかんがみ、近年、重要度を高めている査察に係る必要な知識及び技術の習得を、重点的かつ効果的に行うため、「予防課程」と「査察課程」を統合すべきである。

(3) 新設すべきもの

消防職員を対象として、近年の災害傾向に対処するための「特殊災害科」や、現在、消防学校の教育訓練の対象外（ただし、特別教育を除く。）である上級幹部を対象とする「上級幹部科」の新設が必要である。

また、消防団員を対象とする幹部教育を、より効果的に行うため、受講対象者を階級により類別し、「初級幹部科」と「中級幹部科」を設けるべきである。

< 特殊災害科（消防職員） >

近年、特に、テロ対策充実の意図も込めて、放射性物質をはじめ、生物剤、化学剤等を起因とする特殊災害への対応能力の向上が、消防機関にとっても重要な課題として位置づけられている。

このための教育訓練については、昨年来、消防大学校により、対応要領等の習得を目的として取り組まれている。この教育訓練は、極めて専門性が高く、教育する側における困難性も伴うが、消防機関にとっては喫緊の課題であることから、裾野を広げるため、教育訓練基準においても、災害対応に必要な基礎知識及び安全に配慮した活動技術を習得させる「特殊災害科」を新設すべきである。

< 上級幹部科（消防職員） >

消防本部の上級幹部を対象とした教育訓練としては、消防大学校において、上級幹部科が開講されているが、受講定員の関係から対象者は限られてしまい、上級幹部に対する教育の機会は十分とは言えない。

このため、各消防学校においても、管理監督者に求められる見識、職場管理能力

及び部下指導能力の向上を主眼とした「上級幹部科」を新設すべきである。本科の入校期間（総時間数）については、なるべく多くの上級幹部職員の受講を可能としつつ、現場における不在期間を圧縮する観点から、教育内容を精査の上、短期間での設定を図る必要がある。

なお、本科の受講により、他の消防本部の幹部職員との交流による副次的な教育効果も期待できる。

<初級幹部科・中級幹部科（消防団員）>

消防団の幹部団員を対象として、効果的かつ効率的な幹部教育を行うためには、階級により受講者を類別することが有効である。これにより、実践的な教育訓練が可能となる。類別は、班長を中心とする初級幹部科と、部長や分団長を中心とする中級幹部科とすることが適当である。

なお、消防学校において行われる教育訓練は、その内容を必要最小限のものに絞り込み、時間数を努めて圧縮するなど、多くの幹部団員が受講できるよう配慮すべきである。

3 「消防学校の教育訓練の基準」の設定に係る要素

消防学校において行われる教育訓練については、望ましい理想像を追求すべき一方で、教授すべき教科目の内容を精査し、消防学校における在校期間を努めて短縮する配慮も必要である。これらの相反する要請を調和させ、最適解を見出す工夫が求められる。

また、現行の教育訓練基準については、内容の陳腐化とともに、基準としての硬直性が指摘されている。あるべき方向性を指向しつつ、各消防学校において、地域の諸事情を考慮した柔軟な教育カリキュラムの編成を可能とするなど、全体として、より実効性のある基準として、新たに設定し直す必要がある。このため、それぞれの教育訓練については、その要素として、当該教育訓練に係る「到達目標」及び「標準カリキュラム」を設定・提示すべきである。

なお、消防学校において行われる教育訓練は、消防学校のみで完結させるべきものではない。必要に応じて、消防本部等が入校前学習に取り組めるよう、消防学校において事前学習項目を示すこと、消防本部等において、受講後の補完教育を積極的に実施すること等、消防学校と消防本部等が相互に配慮し合い、教育訓練を厚みのあるものとして

いく必要がある（前記１（２）参照）。

（１）到達目標の設定

現行の教育訓練基準では、第１条において全体を通しての教育訓練の目的を定めているものの、各科・各課程については、教科目及び時間数が定められているだけで、個別の教育訓練ごとに目的は設定されていない。

この結果、各消防学校において、地域の諸事情を踏まえた教育訓練のあり方を導き出そうとしても、本質的に重視すべき事項を定めきれず、十分なものとならないおそれがあった。

このため、今回は、個別の教育訓練のあり方について、各消防学校において明確な像を案出できるよう、教育訓練の受講を経て、その効果を身につけた受講者による適切な業務遂行イメージを描き、これを教育訓練の到達目標として設定すべきである。各消防学校においては、この到達目標を斟酌・尊重した上で、その具現化に向けた教育手法・内容等を検討・研究し、具体の教育カリキュラムを定めることとなる。

（２）標準カリキュラムの設定

従来の各別表に相当するものとして、到達目標の達成に向けて、一般的に必要と考えられる教科目及び時間数を標準カリキュラムとして設定するが、あくまでも一つの推奨例（モデルパターン）として位置づけるものとする。

各消防学校は、消防学校の設立主体（道府県又は指定都市等）や管轄区域に存する消防機関から期待される役割が異なるなど、それぞれを取り巻く事情・環境は多様である。今後は、こうした地域ごとの実情を反映したカリキュラム編成を行う際の参考指針として、この標準カリキュラムを活用していくべきである。

４ 消防団員の教育訓練における柔軟な対応

消防団員を対象とする教育訓練は、第１章４（２）に挙げたものをはじめとして、数

々の課題を有している。

まず、教育訓練上、受講対象者が必ずしも明確でないため、受講者の選定が統一性を欠き、曖昧になりやすい。これは、教育訓練による効果の評価も行いにくくしている。

次に、消防団員のサラリーマン化の進行に伴い、被雇用者はもとより、長引く経済状況の低迷も影響し、自営業者等であっても、平日の日中における教育訓練の受講は困難の度を増している。また、多くの消防学校は、中心部から離れた郊外に設置されているため、消防団員にとって、通学上の利便性に優れているとは言えず、積極的な受講が敬遠される一因にもなっている。

このように、消防学校における消防団員の教育訓練に関しては、理想と現実の乖離に直面し、対応に苦心する状況を反映した意見が多く見られた。こうした中であって、実際に教育訓練基準どおりに普通教育を開講している消防学校によれば、教育訓練に取り組む受講者の熱意は高く、受講後の感想のほとんどが肯定的なものであること、各地域の消防団員が一堂に会しての集合教育ならではの副次的な教育効果も見られること、といった積極的な意義を認める報告があった。また、教員を消防団の所在する現地に派遣し、普通教育を実施している消防学校からも、同様の報告が行われた。

こうした課題や報告を総合的に分析すれば、消防学校における消防団員の教育訓練の有する意義はなお大きく、また、教授される内容の中核的な部分は、おおむね適切なものであると評価できる。ただ、この教育訓練が、その中で実施されるところの教育体制・手法が制約を受け、硬直的なものとなっていることから、問題が生じているのであり、この面で柔軟に対応できるしくみを広く導入することにより、消防団員の受講意欲に応えられるようにしていくべきである。

具体的には、各教育訓練ごとに受講対象者を明確にして、教育時間数はできるだけ絞り込むことが前提となる。その上で、教育訓練基準上、

- ・ 消防学校の全体としての統括・調整の下、教育訓練の実施において、消防本部等と連携・協力し、教授項目を相互の間で適切に分担すること。
- ・ 修了まで連続して途絶せずに教育訓練を実施することにこだわらず、一定の期間の

枠の範囲内で教授内容を分割して実施すること。

- ・ これらの対応を容易にするため、教育カリキュラムを教科目ごとの単位制の考え方で組み立てること。

などを許容していくべきである。また、運用・工夫如何では、必要に応じて、休日や夜間に開講することも可能である。

5 特別教育として考えられる教育訓練

教育訓練基準に定める特別教育については、諸般の状況に応じて、各消防学校において適宜開講しているところである。今後も、同様の位置づけで、特別教育が広く柔軟に展開されることが期待される。

なお、特別教育の内容として考えられるものを例示すると、以下のようになる。

< 無線通信の取扱いに関するもの（消防職員） >

廃止が可能とされた「無線通信課程」に準じるもの。

< 機関整備や緊急車両の運行に関するもの（消防職員） >

廃止が可能とされた「機関科」に準じるもの。

< 消防広報・消防広聴に関するもの（消防職員） >

「査察課程」と統合すべきとされた「予防課程」において、統合の趣旨から新たに設ける科の教科目には盛り込まれないが、消防現場の活動実態にかんがみ、必要性の高い「消防広報・広聴」の考え方・手法等を習得させるもの。

< 情報公開に関するもの（消防職員） >

近年の行政運営に当たり、不可欠である情報公開の理論・実務について、消防行政の観点から集中的に研修させるもの。

< 自主防災組織に対する指導要領等に関するもの（消防職員・消防団員） >

自主防災組織の構成員や地域住民一般に対する、防災・防火等の面での効果的な

指導要領、指導手法等を研修させるもの。

< 惨事ストレスに関するもの（消防職員・消防団員） >

惨事ストレスの正しい理解と認識、予防対策のほか、軽減方策としてのグループミーティングの進行要領等を研修させるもの。

< 消防関係法令の改正等に関するもの（消防職員・消防団員） >

改正事項等に関する正しい知識を適時に修得させ、新たな業務の取扱い方を研修させるもの。

第3章 「消防学校の教育訓練の基準」の見直しの内容 ～各論

1 消防職員を対象とする教育訓練

(1) 初任教育

到達目標

初任教育の到達目標は、初任教育を修了し、現地に配属後、直ちに警防隊員として活動できることとする。

具体的イメージは次のとおり。

服務義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民から信頼を得られる。

警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自己の安全を確保し、災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができる。

消防業務全般（警防・予防・総務）について概要を理解している。

住民からの一般的な質問に回答できる。

標準カリキュラム

今回、新たに設定した到達目標（「現地に配属後、直ちに警防隊員として活動できる」）を前提にして、現行基準で定める教科目及び教授要目（昭和45年3月18日付け消防総第61号総務課長通知）について精査し、職場教育等による対応が可能なものは削除し、その時間数を必要不可欠な教科目に割り当てる。また、必要不可欠とされた教科目であっても、関連性が強く一括することにより教育効果が上がるものを統合するほか、教科目相互間に見られる教授要目の重複を整理する。さらに、近年の消防行政の動向等に応じて、新たに必要となった教授要目を追加する。

以上の精査を行い、各教科目ごとの教授要目を整理した結果として、必要時間数は800時間となる。

総時間数 800時間 [現行 6ヶ月・900時間以上]

標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	増減	特 記 事 項
倫理	20	5	- 15	公務員及び消防職員としての使命の自覚、市町村消防の理念の理解を主眼に設定。大幅減少となるが、他の教科目を通じて倫理意識を涵養することで対処可能と解する。
情操	15	4	- 11	座禅、茶道等は削除し、消防本部幹部等による講話を中心とする。
法制通論	30	15	- 15	消防法令を理解する上で必要となる法学の基礎項目に限定する。
消防法	12	12	0	時間数は変動しないが、消防法の最も重要な条項の概要理解を主眼とする。また、職員が自主的に条文を読み理解するための方法等について教育する。
消防制度	16	8	- 8	消防組織の概要と消防組織法の全体像の把握を主眼とする。
サービス	20	14	- 6	内容に重複があり、関連の強いサービスと勤務を統合する。なお、実務研修で修得できる内容を割愛し、人権、事故防止、消防職員委員会等を新規に盛り込む。 教科目名を「サービスと勤務」に改める。
勤務	20	14	- 6	
理化学	28	15	- 13	燃焼及び消火の基本理論と、ポンプ隊員として必要な力学や気体・液体の性質、熱に関する知識を中心に設定する。
予防	20	20	0	時間数は変動しないが、防火管理制度の理解、窓口業務での受付事務補助、地域等における防火・防災指導に必要な知識及び消火器の取扱い指導要領の修得を主眼とする。 教科目名を「予防広報」に改める。
危険物	12	8	- 4	消防法との重複を精査し、各類別の危険性、消火法等の修得を主眼とする。
消防用設備	12	12	0	時間数は変動しないが、教育すべき消防用設備を精査する。

査察	24	24	0	査察の概念及び近年の査察行政の動向、部隊での査察を念頭に置いた査察時の注意事項及び基礎的知識の修得を主眼とする。
建築	15	10	- 5	予防業務を行う上で必要な建築防災の基礎知識、警防活動上必要な設備の修得を主眼とする。
安全管理	12	12	0	安全管理の必要性、平時及び災害時の安全管理体制、出場から帰署までの安全管理の要点、フラッシュオーバー等の火災性状、災害種別ごとの着眼点等を主眼とする。座学に加え、実科訓練において、具体的な危険性を把握させる。
特殊災害と保安	15	10	- 5	特殊災害のイメージ及び危険性の修得、特殊災害発生時の対応要領を追加。
火災防ぎょ	30	30	0	火災防ぎょ活動の概要及び火災種別ごとに留意すべき基礎的知識の修得を主眼に設定。
火災調査	15	15	0	専門的要素は専科教育に委ねるものとし、火災現場で調査業務を補助できる知識、技術の修得を主眼に設定。
防災	36	22	- 14	災害基本法令、地震災害・水災の特徴と活動要領、的確な初動に必要な知識の修得を主眼に設定。
救急	20	50	+ 30	救急需要の増勢にかんがみ、消防職員として最低限必要と考えられる救急の基礎的知識、技術の修得を主眼に設定。
消防機械器具	18	5	- 13	消防機械器具と消防ポンプを統合する。消防機械器具及び消防ポンプの概要のみに限定し、各器具の操作やポンプ運転については、実科にて修得させるものとする。
消防ポンプ	18	5	- 13	教科目名を「消防機械・ポンプ」に改める。
訓練礼式	60	50	- 10	職員に必要な礼節、礼式の修得、部隊行動の必要性の理解を主眼に設定。
ポンプ操法	70	80	+ 10	ポンプ操法自体の練度向上を目的とするのではなく、消防活動の基本要領の修得を主眼とする。 教科目名を「消防活動訓練」に改める。

救助訓練	40	40	0	火災現場で活用頻度が高く、かつ安全管理上必要性の大きいロープワークの修得を主眼に設定。
機器取扱訓練	30	50	+ 20	消防車両に積載し、活用頻度の高い資機材の諸元、点検及び取扱い方法の修得を主眼に設定。
応用訓練	70	80	+ 10	火災現場における各種場面を想定した活動要領の修得を主眼とする。その他の災害としては、特に件数の多い交通事故を想定した活動要領を修得させる。 教科目名を「消防活動応用訓練」に改める。
体育	70	55	- 15	従前の体操や競技だけでなく、職員各自が自主的に必要な強化を図れるようトレーニング理論等の修得を含める。
実務研修	24	35	+ 11	当直勤務 2 回、毎日勤務 1 回を想定。
選択研修	50	50	0	現行どおり、地域の実情に応じて、前記以外の教育の追加や各教科目における時間数の増加を図れるよう設ける。
行事その他	50	50	0	現行どおり。
効果測定	28	0	- 28	各教科目内に設定する。
計	900	800	- 100	

(2) 専科教育

(2) - 1 警防科【現・警防課程】

到達目標

災害現場における各級指揮者として、警防業務に係る専門知識と技術の向上が図られ、特に災害現場では、災害の態様に応じて、適切・効果的な消防戦術を指揮できる。

具体的なイメージは次のとおり。

警防行政の現状と課題を理解している。

災害対策基本法等の防災関係法令に関する専門的知識と、災害対策に関する最新の知識を豊富に有している。

各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切・効果的に指揮できる。

心身の健康管理に積極的に取り組める。

標準カリキュラム

現行基準は、火災防ぎょを中心としているが、これに加え、震災や水災等を含めた警防対策全般を包摂すべきである。また、各級指揮者を受講対象者とするため、警防行政の現状や課題等に関する知識の修得や、心身の健康管理に関する教科目を設定すべきである。想定訓練としては、実技訓練だけでなく、訓練の進行及び指揮要領を俯瞰的に把握でき、必要に応じて反復かつ検証が容易な図上訓練を導入することが、より効果的である。

なお、教科目の内容について、より業務に関連性の高いものに精査・限定することにより、総時間数を増加させることなく、上記の内容を盛り込むことが可能である。

総時間数 70時間 [現行 70時間以上]

標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	増減	特 記 事 項
倫理	2	1	- 1	教科目名を「講話」に改める。
訓練礼式	4	0	- 4	専科教育としての必要性に乏しく削除する。
警防行政の現状 と課題（新規）	0	3	+ 3	消防関係法令の改正も含め、警防行政全般の動向や課題等を理解させる。
防災	12	5	- 7	防災関係法令の基本的事項を理解させる。
警防対策(新規)	0	13	+ 13	地震対策、水災対策、林野火災対策、放射性物質災害対策、生物剤・化学物質災害対策等について、地域の事情に応じて重点を置いて理解させる。
消防戦術と安全管理（新規）	0	14	+ 14	基本的消防戦術のほか、現場指揮要領や大規模災害時における部隊運用上の留意事項、安全管理について理解させる。
火災防ぎょ	15	0	- 15	新規に設ける警防対策や消防戦術で包含させる。
図上訓練(新規)	0	10	+ 10	各種災害を想定し、現場指揮要領等をシミュレートすることにより、各種消防戦術を修得させる。
実技訓練	24	12	- 12	実技訓練の一部を図上訓練に代替する。
事例研究	7	6	- 1	戦術事例、特異火災事例、安全管理事例、訴訟事例等を題材として、討議研修を行う。
健康管理(新規)	0	3	+ 3	健康管理、体力管理、惨事ストレスの予防・解消方策等に関する知識を理解させる。
効果測定(新規)	0	2	+ 2	効果測定
行事その他	6	1	- 5	入校式、修了式等
計	70	70	0	

(2) - 2 特殊災害科【新設】

到達目標

災害現場における各級指揮者として、多数の死傷者を発生させるおそれが高く、消防活動に困難を伴う災害現場において、特に隊員の安全管理に配慮しつつ、適切・効果的な消防戦術を指揮できる。

具体的なイメージは次のとおり。

安全かつ適切・効果的な消防活動の展開に必要な、特殊物質に関する専門的知識を豊富に有している。

特殊・異様な災害への対応を含め、災害の態様に応じた的確な消防活動要領を理解している。

災害現場では、隊員の安全管理を最優先に、適切・効果的な消防戦術を指揮できる。

標準カリキュラム

本科は、他の災害対策に比べて専門的知識が強く要求される特殊災害対策として、特殊物質や関係法令等に関する基礎知識、災害種別ごとの消防活動要領と安全管理への配慮を修得させるものとする。これらの知識を消防戦術に反映させるため、反復かつ検証が容易な図上訓練を導入すべきである。

なお、各消防学校における資機材の整備状況を踏まえ、資機材取扱い訓練は設定しない。

総時間数 49時間

標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	特 記 事 項
講話 (新規)	0	1	
特殊災害の概論 (新規)	0	2	特殊災害の意義、発生要因、消防活動の考え方等について理解させる。
危険性物質等の基礎知識及び関係法令 (新規)	0	15	放射性物質、毒・劇物、生物剤、ガス、火薬類及びテロ災害一般に係る基礎知識と関係法令について理解させる。
特殊災害に対する消防活動要領 (新規)	0	16	特殊な物質に起因する災害(テロを含む放射性物質災害、毒・劇物災害、生物剤災害、ガス災害、火薬類災害等)に対する消防活動要領及び特殊な環境(圧気工事現場、酸素欠乏現場等)における消防活動要領の原則について理解させる。
特殊災害における安全管理 (新規)	0	5	特殊な物質に起因する災害に対する消防活動上の安全管理、特殊な環境における安全管理、テロに対する安全管理について、要点を理解させる。
図上訓練(新規)	0	7	各種災害を想定し、現場指揮要領等をシミュレートすることにより、各種戦術を修得させる。
効果測定(新規)	0	2	効果測定
行事その他 (新規)	0	1	入校式、修了式等
計	0	49	

教本等

すでに刊行されている教本として、「特殊災害」(財団法人消防科学総合センター)、「テロ災害に対する消防活動テキスト」(消防庁)等の利用が考えられる。また、地域の実情に即し、有識者や専門機関等への講義依頼も考えられる。

(2) - 3 予防査察科【現・予防課程と現・査察課程を統合】

到達目標

査察業務に関する専門知識及び技能を修得し、厳正で公正な査察及び重大な違反対象物に対する是正指導、権限行使が行える。

具体的なイメージは次のとおり。

査察行政の現状と課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できる。

防火管理制度、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を修得している。

違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物に対して是正を指導できる。

標準カリキュラム

現行の予防課程及び査察課程には、査察業務に関する教科目が重複して設けられているため、現行の査察課程の枠組みを基本に、査察実施要領や違反処理など、より実践的な内容を重点とする「予防査察科」として統合を図る。

その際、現行の予防課程にのみ設けられている「建築同意」は、査察業務との関連が強い、「消防同意」として取り込む。また、各教科目内において、事前学習が可能な事項については、あえて取り上げず、総時間数を70時間にとどめる。

なお、現行の予防課程に設けられている「消防広報」は、消防業務一般にわたり、専科教育で対象にすべきものとは言い難い面もあることから、上記の考え方を踏まえ、本科には取り込まないこととする。しかしながら、今後の消防行政における重要性は高いことから、必要に応じ、特別教育として開講することが望まれる。(第2章5参照)

総時間数 70時間 [現行 80時間以上]

標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	増減	特 記 事 項
倫理	2	1	- 1	教科目名を「講話」に改める。
訓練礼式	2	0	- 2	必要性に乏しく削除する。
予防査察行政の 現状と課題 (新規)	0	2	+ 2	消防関係法令の改正も含め、予防査察行政全般の動向や課題等を理解させる。
消防同意(新規)	0	6	+ 6	建築行政と消防行政との関係、消防同意の要領、防火に関する建築上の規制を理解させる。
査察	24	24	0	防火管理制度における査察の着眼点、消防用設備等の法的根拠、種別及び構造並びに査察要領等、より実践的な内容を修得させる。
危険物規制	7	7	0	危険物規制全般について理解させる。
違反処理	10	14	+ 4	違反処理手続の概要、違反処理要領、行政処分手続・要領、不服審査手続について理解させる。
消防用設備	10	0	- 10	査察の中の査察要領で、同時に理解させる。
査察実習	12	7	- 5	消防法施行令別表第1の防火対象物に対する査察実習を行う。
事例研究	7	6	- 1	査察事例、違反処理事例、紛争事例等を題材として、討議研修を行う。
効果測定(新規)	0	2	+ 2	効果測定
行事その他	6	1	- 5	入校式、修了式等
計	80	70	- 10	

(2) - 4 危険物科【現・危険物課程】

到達目標

危険物施設の許認可、規制等に係る専門知識を修得し、これらの知識を適切に活用して、必要な行政事務を的確に処理できる。

具体的なイメージは次のとおり。

危険物行政の現状と課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できる。

危険物化学、指定可燃物、液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有している。

危険物施設に対して許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理できる。

標準カリキュラム

現行の危険物課程は、危険物規制業務に関する教科目に加え、基礎化学や危険物化学（総論・概論・各論）など、非常に広範な内容となっている。基礎化学等は、必ずしも消防学校での教育を要するまでもない。このため、本科については、危険物規制業務に従事する職員を対象として、許認可や違反処理等の危険物規制に係る実務を重点とする。

総時間数 35時間 [現行 70時間以上]

標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	増減	特 記 事 項
倫理	2	1	- 1	教科目名を「講話」に改める。
訓練礼式	2	0	- 2	必要性に乏しく削除する。
基礎化学	9	0	- 9	入校前に学習できる内容であるため削除する。
危険物行政の現状と課題(新規)	0	2	+ 2	消防関係法令の改正も含め、危険物行政全般の動向や課題等を理解させる。
危険物化学	12	5	- 7	危険物類別の概論、指定可燃物及び液化石油ガス等の概論を講義し、個々の各論にまでは踏み込まない。管内の危険物施設等の実態を踏まえた講義とする。
危険物実験	6	0	- 6	必要性に乏しく削除する。
危険物規制	26	21	- 5	許認可事務や違反処理の要領・手続について重点的に修得させる。
事例研究	7	4	- 3	規制実務事例、違反処理事例、災害事例等を題材として、討議研修を行う。
効果測定(新規)	0	1	+ 1	効果測定
行事その他	6	1	- 5	入校式、修了式等
計	70	35	- 35	

(2) - 5 火災調査科【現・火災調査課程】

到達目標

火災原因調査に係る専門知識及び技能を修得し、これらの知識を適切に活用して、火災調査業務を的確に遂行できる。

具体的なイメージは次のとおり。

火災調査業務等に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できる。

原因調査、損害調査、鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えている。

原因調査書類の作成等、文書実務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に発揮できる。

標準カリキュラム

基本的には、現行基準を踏襲する。火災調査業務に直接関連しない訓練礼式を削除する一方、新規の教科目として調査実習を設定し、より実践的な原因調査技術等の修得を図るものとする。

総時間数 70時間 [現行 70時間以上]

標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	増減	特 記 事 項
倫理	2	1	- 1	教科目名を「講話」に改める。
訓練礼式	2	0	- 2	必要性に乏しく削除する。
原因調査関係法規	3	6	+ 3	消防組織法、消防法及び製造物責任法のほか、放失火捜査と火災調査、情報公開及び訟務対応に必要な法令を概観する。
原因調査	23	25	+ 2	燃焼理論、現場調査の進め方、焼けと火流の見方、放火・電気・車両・化学火災及び燃焼機器、微小火源、死傷者発生時における各調査要領を修得させる。
損害調査	6	6	0	調査項目、損害額の算出基準について理解させる。
鑑識	7	2	- 5	鑑定実施要領の理解を主眼とする。 教科目名を「鑑定」に改める。
調査実習(新規)	0	7	+ 7	火災現場を想定した模擬調査実習を行う。 なお、実施できない学校においては、実験要領等の実習で代替する。
調査書類	14	14	0	調査書類の作成要領を修得させる。
事例研究	7	6	- 1	特異火災事例、調査書類作成事例、訴訟事例等を題材として、討議研修を行う。
効果測定(新規)	0	2	+ 2	効果測定
行事その他	6	1	- 5	入校式、修了式等
計	70	70	0	

(2) - 6 救急科【現・救急標準課程】

到達目標

救急医学に関する基礎知識に基づき、応急処置時における的確な観察・判断能力、
応急処置に必要な専門的スキルを修得し、救急隊員として活動できる。

具体的なイメージは次のとおり。

救急業務に係る制度、運用に関する基本的な知識、救急医学に関する基礎知識を
有している。

応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、
応急処置時における的確な観察・判断能力を備えている。

応急処置に必要な専門的スキルを十分に発揮できる。

救急用器具、材料の取扱いに関して熟知している。

標準カリキュラム

本科の教科目については、現行の救急標準課程に定める内容を踏襲する。

総時間数 250時間 [現行 250時間以上]

標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	増減	特 記 事 項
救急業務及び救急医学の基礎	50	50	0	
応急処置の総論	73	73	0	
病態別応急処置	67	67	0	
特殊病態別応急処置	25	25	0	
実習及び行事	35	35	0	
計	250	250	0	

(2) - 7 救助科

到達目標

救助活動に係る最新の専門知識及び専門的で高度な技能、技術を修得し、救助隊員として活動できる。

具体的なイメージは次のとおり。

苛酷な条件下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気と強靱な身体を有している。

救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で高度な技能、技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できる。

救助活動及び救助訓練において自身の安全を確保できる。

標準カリキュラム

平成元年の新設以来、見直しが行われていないが、阪神・淡路大震災やサリン事件等を教訓に、各消防学校では、震災時対応訓練、NBC災害対応訓練、航空隊との連携訓練等を実施しているところが多い。

今回、これらを取り込むとともに、救助隊の活動全般にわたる安全管理の徹底を図る。また、救助活動の現況を踏まえ、救急に関しては、外傷処置と多数傷病者発生時の対応に限定する。

なお、初任教育で履修する救助訓練に相当する内容については、救助科入校前に事前学習が行われることを想定して、削除する。

総時間数 140時間 [現行 146時間以上]

標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	増減	特 記 事 項
倫理	2	1	- 1	教科目名を「講話」に改める。
訓練礼式	3	0	- 3	必要性に乏しく削除する。
安全管理	10	21	+ 11	救助活動をはじめとして火災時における救助隊の役割及びそれらを踏まえた安全管理について理解させる。また、安全管理の法的根拠と他機関との連携に関する内容を追加する。
災害救助対策	24	21	- 3	救助業務関係法令に精通させ、救助事象別の対策を修得させる。
救急	6	7	+ 1	初任教育の救急において心肺蘇生法を修得するため、本科では、救助活動の現況に即して、外傷者の観察方法、固定要領及び搬送方法、並びに多数傷病者発生時の対処要領を主眼に、必要な技能を修得させる。
救助器具取扱訓練	17	21	+ 4	阪神・淡路大震災以降に整備された高度救助資機材等の取扱いを追加する。
救助基本訓練	20	0	- 20	入校前に学習することを想定して削除する。
救助応用訓練	28	30	+ 2	救助基本訓練と救助応用訓練を統合する。その上で、座屈建物救助訓練、救急隊との連携訓練、航空隊との連携（ヘリコプター誘導、地上支援）訓練を追加する。 教科目名を「救助訓練」に改める。
総合訓練	19	30	+ 11	NBC災害を含む特殊災害対応訓練と震災時対応訓練を追加することとし、時間数を増加する。
体育	8	3	- 5	体力管理に必要な教育に限定する。体力錬成・向上は必要であるが、むしろ入校条件として必要最低限の体力を定めるべきである。
効果測定	5	5	0	学科、実科
行事その他	4	1	- 3	入校式、修了式等
計	146	140	- 6	

(3) 幹部教育

(3) - 1 初級幹部科

対象者

消防司令補及び部隊又は係の長である消防士長 [現行 消防士長及び消防司令補]

なお、教育効果を確保するために、受講時期は、受講者の業務意欲等を考慮して、努めて昇任時とすることが望ましい。

到達目標

初級幹部として、旺盛な職務遂行の意欲にあふれ、消防行政の現状や課題を理解し、上司の補佐及び部下の指導を行い、業務を執行できる。

具体的なイメージは次のとおり。

初級幹部としての責任、心構えを正しく認識している。

初級幹部として消防行政の動向を理解している。

上司を補佐し、部下を指導できる。

事故や障害発生時に、迅速な初動対応ができる。

災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行える。

標準カリキュラム

現行基準による総時間数 (1 3 0 時間。実質約 1 ヶ月弱程度) は、職員を派遣する消防本部に対して、かなりの程度の負担をもたらしている。内容が単なる専門的知識の修得にとどまる教科目は努めて削除するなど、必要な教科目及び教授要目を精査することにより、総時間数を 2 週間程度に圧縮する。

総時間数 7 0 時間 [現行 1 3 0 時間以上]

標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	増減	特 記 事 項
倫理	3	4	+ 1	初級幹部としての職責を自覚させる。 教科目名を「講話」に改める。
訓練礼式	2	2	0	部下指導に必要な事項のみに限定する。
組織制度	4	0	- 4	新たに設定する消防時事に統合する。
消防時事(新規)	0	10	+ 10	最近の法令改正や、消防行政の課題と現状を理解させるため、新規に設ける。
行財政	12	3	- 9	消防財政の概要を中心に設定する。行政については新たに設定する消防時事で包含する。 教科目名を「消防財政」に改める。
法学	20	0	- 20	必要性を勘案して削除する。
人事管理	12	12	0	倫理との重複部分を削除し、人権、情報公開、健康管理指導を追加する。 教科目名を「人事業務管理」に改める。
安全管理	10	6	- 4	内容を精査し、災害現場での安全管理体制及び事故発生時の対応要領を中心に設定する。
警防行政	10	0	- 10	現場指揮との重複がほとんどであるため削除する。
現場指揮	20	15	- 5	現場指揮の中で実施されている訓練礼式を削除し、災害指揮要領を追加する。
予防行政	10	0	- 10	必要性を勘案して削除する。
救急行政	6	0	- 6	必要性を勘案して削除する。
事例研究	14	15	+ 1	事例研究を通じて判断力を重点的に養成する。
行事その他	7	3	- 4	入校式、修了式等。必要最小限で設定する。
計	130	70	- 60	

(3) - 2 中級幹部科

対象者

消防司令及び組織（人事及び業務）の管理を職務とする消防司令補〔現行は、消防司令補及び消防司令〕

なお、教育効果を確保するために、受講時期は、受講者の業務意欲等を考慮して、努めて昇任時とすることが望ましい。

到達目標

中級幹部として、消防行政の動向を理解しており、迅速かつ的確な意思決定により、上司の補佐及び部下の指揮監督を行い、組織を管理運営できる。

具体的なイメージは次のとおり。

中級幹部としての責任、心構えを正しく認識している。

中級幹部として消防及び社会全般の動向を理解している。

迅速で的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し、部下を指揮監督することにより、組織を管理できる。

事故や事件の発生時に、迅速で的確な初動対応ができる。

災害現場において、現場指揮者として災害状況全般の把握、的確な安全管理と人命を行える。

標準カリキュラム

現行基準による総時間数（70時間。実質2週間程度）は、各業務の実務責任者である管理的な立場の職員を派遣する消防本部に対して、かなりの程度の負担をもたらしている。初級幹部科と同様に、内容が単なる専門的知識の修得にとどまる教科目は努めて削除するなど、必要な教科目及び教授要目を精査することにより、総時間数を圧縮する。

総時間数 49時間〔現行 70時間以上〕

標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	増減	特 記 事 項
倫理	3	2	- 1	中級幹部としての権限や管理者論等を通じて、 職責を自覚させる。 教科目名を「講話」に改める。
訓練礼式	2	1	- 1	通常点検の実施要領や答礼要領を修得させる。
組織制度	2	0	- 2	新たに設定する消防時事に統合する。
消防時事(新規)	0	4	+ 4	最近の法令改正や、消防行政の課題と現状を理解させるため、新規に設ける。
行財政	10	2	- 8	消防財政について近年の動向等を中心に内容を精査し、設定する。行政については新たに設定する消防時事で包含する。 教科目名を「消防財政」に改める。
人事管理	9	10	+ 1	倫理との重複部分を削除し、人権、情報公開、健康管理指導を追加する。 教科目名を「人事業務管理」に改める。
安全管理	6	4	- 2	内容を精査し、災害現場での安全管理体制及び事故発生時の対応要領を中心に設定する。
警防行政	3	0	- 3	現場指揮との重複が多いため削除する。
現場指揮	10	8	- 2	現場指揮の中で実施されている訓練礼式を削除し、災害指揮要領を追加する。
予防行政	3	0	- 3	必要性を勘案して削除する。
救急行政	2	0	- 2	必要性を勘案して削除する。
事例研究	14	15	+ 1	事例研究を通じて判断力を重点的に養成する。
行事その他	6	3	- 3	入校式、修了式等。必要最小限で設定する。
計	70	49	- 21	

(3) - 3 上級幹部科【新設】

消防大学校において幹部教育が行われているが、人員面、施設面の制約や他の教育訓練カリキュラムとの関係から入校枠が設けられており、消防本部側の入校希望は強いにもかかわらず受講者は自ずと限定せざるを得ない。このため、消防大学校における幹部教育の導入的かつ要素的部分で構成され、消防本部の上級幹部が適時に負担を伴わずに受講できる幹部科を新設しようとするものである。

対象者

消防司令長以上（ただし、消防大学校上級幹部科修了者を除く。）

到達目標

上級幹部にふさわしい業務管理、人事管理、危機管理に必要な知見を備え、かつ、職責遂行に必要な水準の判断力を有し、組織全体を円滑に管理運営できる。

標準カリキュラム

消防大学校における幹部教育の現況を踏まえ、その導入的かつ要素的部分を抜粋して、必要な教科目を設定する。現に消防本部の要職を占める上級幹部職員であり、教育訓練の期間は3日にとどめることを前提とする。

総時間数 21時間

標準カリキュラムの具体的検討結果

教科目	現行	改正	特記事項
管理職の役割(新設)	0	2	管理職の役割、組織管理論等
業務管理(新設)	0	3	消防行財政の動向、情報公開等
人事管理(新設)	0	3	人事管理能力、人権施策、職場のメンタルヘルス等
危機管理(新設)	0	3	危機管理論、情報分析・コミュニケーション等
事例研究(新設)	0	8	事例研究を通じて判断力等を重点的に養成する。
行事その他(新設)	0	2	入校式、修了式等
計	0	21	

2 消防団員を対象とする教育訓練

(1) 基礎教育【現・普通教育】

対象者

消防団員としての実務経験が概ね3年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことの無い者（階級が団員の者に限る。）

<理由> 現行基準では、消防団員と規定されているのみであり、受講対象者の限定がなく、さまざまな属性の団員の混在を許すこととなっている。

本来想定されていた教育の趣旨にかんがみれば、消防職員の初任教育に相応するものであるが、消防団員の場合、非常勤の公務員であるという特性から、初任段階で遺漏のない教育を期することは現実的でなく、新たに導入が図られる教育手法をも考慮し、経験年限を設け、幅を持たせる必要がある。

現在、普通教育の年間受講者数は、全体の消防団員数に対して極めて少ない水準にとどまっており、団員すべてに対する普通教育の実施という建前は形骸化している。相当の経験年数を有する団員や班長以上の階級を有する者については、普通教育を受講していないとしても、これまでに既に相応する知識・技能を修得できているものとみなし得る。今後は、未だ消防学校における教育訓練を受講しておらず、かつ、基礎的教育を修得する途上にある者、全く新たに団員となり基礎的教育を必要とする者に、対象を限定することにより、将来的に消防団員に対する基礎的教育の徹底を期していくべきである。

また、各消防本部あるいは消防団では、普通教育とは別に、独自に新入団員ないしは経験年数の浅い団員を対象とした教育訓練を行っていることが一般的であるが、これらと消防学校における教育訓練とが、連携・協力して、適切な分担の下、効果を上げるためには、対象者の範囲を概ね一致させるべきである。

なお、このように受講対象者を限定することに伴い、教育訓練の名称を「普通教育」から「基礎教育」に改める。

<参考> 13年度新入団員 約67,000人（再入団も含まれている）

13年度受講者数 約9,300人（新入団員とは限らない）

到達目標

地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解している。災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できる。

標準カリキュラム

消防団に入団し、地域に密着した立場で消防業務に携わるためには、現行の基準に定める教育訓練の内容は、必要不可欠の水準と考えられる。

しかしながら、現行基準によれば、4日間24時間の教育訓練を消防学校のみで行うものとしていることも影響して、実際の受講状況は芳しいものではない。

このため、消防学校の全体としての統括・調整の下、教育の一部あるいは全部を消防本部（消防署）で実施できることとすれば、各地域・消防学校等の実情に応じた柔軟な対応が可能となり、消防団員の受講が促進されと考えられる。これらの対応が基準上可能であることを明らかにしていくべきである。さらに、4日間連続した講義にこだわらず、分割受講の認定や単位制の導入、あるいは休日や夜間の開講など、受講しやすい環境の整備に配慮することが望まれる。（第2章4参照）

総時間数 24時間 [現行 4日・24時間以上]

標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	増減	特 記 事 項
倫理	1	1	0	消防団員としての職責と心構えを自覚させる。 教科目名を「講話」に改める。
訓練礼式	3	2	- 1	各個訓練（停止間の基本動作） 小隊訓練（編成 と整とん要領） 敬礼（各個・部隊） 通常点検 の要領を修得させる。
組織制度	2	2	0	消防団組織及び消防団活動の概要、消防署との 関係、出勤区域を中心に理解させる。
予防	2	0	- 2	必要性に乏しく削除する。
ポンプ操法	4	4	0	ホースの延長・結合・収納要領、放水要領、吸 水要領を中心に実技訓練により修得させる。
火災防ぎょ	3	3	0	燃焼条件、消火理論、防ぎょ戦術、警戒区域設 定要領を中心に理解させる。
防災	2	2	0	地域防災計画に占める消防団の役割、地域特性 に基づく危険要素を理解させる。
救急救助	3	5	+ 2	救急法として搬送法や心肺蘇生法、救助法とし て基本結索や積載資器材の取扱い要領を中心に 修得させる。
緊急自動車運行 管理（新規）	0	2	+ 2	緊急自動車の諸元、道路交通法における緊急走 行及び道路運送車両法における点検、保安基準 の概要を理解させる。
安全管理	2	2	0	消防団活動に伴う危険要因、事故予防策、事故 発生時の対応策を理解させる。
行事その他	2	1	- 1	入校式、修了式等
計	24	24	0	

(2) 専科教育

基礎教育（現・普通教育）と同様に、専科教育についても、消防団員が受講しやすい環境の整備に配慮することが望まれる。

しかしながら、基礎教育とは異なり、専門性の高い教育訓練である専科教育は、本来の趣旨からして、消防学校が担当すべきものであることから、実施場所は基本的には消防学校とすべきであろう。

(2) - 1 警防科

対象者

消防団員として概ね3年以上の実務経験を有する者

<理由> 現行基準では、普通教育と同様、本科についても特に受講対象者が限定されていないため、普通教育を受講せずに、あるいは消防に関する基本的知識を習得していない段階で、いきなり受講する団員もあり得、教育効果があがるものかどうか、懸念される。

専科教育として位置づける以上、一定程度の基本的知識の習得が前提とされるべきであり、効果的な教育訓練を期する立場からも、受講者の水準が一定の範囲に収まっていることが適当である。

このため、基礎教育との分担、教育段階を考慮し、経験年数により、受講対象者を設定するものである。

到達目標

火災防ぎょ活動に関する専門的知識と行動原則、及び自然災害や大規模災害における消防団の役割と活動内容を理解している。災害現場においては、中核的な活動を遂行できる。

標準カリキュラム

専科教育としての必要性に乏しい「訓練礼式」、「ポンプ操法」は削除しても影響はないと解する。また、「火災防ぎょ」や「防災」については、受講対象者を消防団員として概ね3年以上の実務経験を有する者とするすることで、既に基礎知識を習得済みと想

定できるため、縮減を図る。

これらの結果、総時間数は12時間となるが、これは、受講する側から見ても、無理のないものと考えられる。

総時間数 12時間 [現行 24時間以上]

標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	増減	特 記 事 項
倫理	1	1	0	消防団員としての職責と心構えを自覚させる。 教科目名を「講話」に改める。
訓練礼式	2	0	- 2	専科教育としての必要性に乏しく削除する。
ポンプ操法	6	0	- 6	専科教育としての必要性に乏しく削除する。
火災防ぎょ	6	4	- 2	燃焼条件、火災の性状、消火理論、防ぎょ行動の原則を理解させる。
防災	3	2	- 1	災害対策基本法と消防団の役割、地域防災計画に占める消防団の役割を中心に理解させる。
安全管理	2	2	0	危険予知訓練等を通じて、消防団活動に伴う危険要因、事故予防策、事故発生時の対応策を理解させる。
事例研究	2	2	0	警防戦術事例、安全管理事例等を題材として、討議研修を行う。
行事その他	2	1	- 1	入校式、修了式等
計	24	12	- 12	

(2) - 2 機関科

対象者

消防団員として概ね1年以上の実務経験を有し、消防車両の運行に従事することが見込まれる者

<理由> 現行基準では、普通教育や警防科と同様、本科についても特に受講対象者が限定されていないため、普通教育を受講せずに、あるいは消防に関する基本的知識を習得していない段階で、いきなり受講する団員もあり得、教育効果があがるものかどうか、懸念される。

専科教育として位置づける以上、一定程度の基本的知識の習得が前提とされるべきであり、効果的な教育訓練を期する立場からも、受講者の水準が一定の範囲に収まっていることが適当である。

また、迅速・円滑な消防団活動の遂行を考えたとき、より多くの消防団員が消防自動車（積載車を含む）を運行できることが望まれる。

このため、基礎教育との分担、教育段階を考慮しつつも、基本的知識の習得に必要な最小限の経験年数を下限として、実際の団員に対する需要も勘案して、受講対象者を設定するものである。

到達目標

道路交通関係法令に関する専門的知識、及びポンプ工学に関する専門的知識を理解している。消防自動車を迅速・的確に運行できる技能を有している。

標準カリキュラム

専科教育としての必要性に乏しい「訓練礼式」を削除する。「ポンプ運用」や「機関整備」については、基礎的な一般知識を入校以前に事前学習させることとし、縮減を図る。また、より実践的な内容とするために、新たに「緊急走行要領」を追加する。

これらの結果、受講する側から見ても、無理のない時間数と考えられる。

総時間数 12時間 [現行 24時間以上]

標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	増減	特 記 事 項
倫理	1	1	0	消防団員としての職責と心構えを自覚させる。 教科目名を「講話」に改める。
訓練礼式	3	0	- 3	専科教育における必要性に乏しく削除する。
道路交通関係法令	3	1	- 2	道路交通法における緊急走行及び道路運送車両法における点検、保安基準について理解させる。
緊急走行要領 (新規)	0	2	+ 2	消防自動車の緊急走行要領を実習により修得させる。
ポンプ運用	9	5	- 4	ポンプの構造と作用を理解させ、実習によりポンプの運用を修得させる。
機関整備	6	2	- 4	ポンプの点検整備要領、故障事例と対処方法を理解させる。
行事その他	2	1	- 1	入校式、修了式等
計	24	12	- 12	

(3) 幹部教育

現行の幹部教育は、受講対象者としての階級の指定がないことから、さまざまな階級の団員が混在して受講している。消防団員の階級は、各階級の名称に表れているように、その職務段階と連動しており、災害現場における職務に差異を生じさせるものである。このため、階級の幅をある程度、特定しないと、教育する立場からも、効果的かつ効率的な教育を行いにくい面がある。そこで、現行の幹部教育を受講対象者の階級に基づき、二分化する。

(3) - 1 初級幹部科

対象者

班長

到達目標

消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領、安全管理の重要性について深く理解している。地域住民に対して防災指導を行える。

標準カリキュラム

幹部教育は、団員を指揮する立場から必要な教科目に特化する。現行基準の教科目を精査する一方で、消防団に期待される活動のために、自然災害等の防災対策に関する知識や、地域住民に対する防災指導要領に係る教科目を追加する。

総時間数は12時間となるが、これは、受講する側から見ても、無理のないものと考えられる。

総時間数 12時間 [現行 24時間以上]

標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	増減	特 記 事 項
倫理	1	1	0	初級幹部としての職責と心構えを自覚させる。 教科目名を「講話」に改める。
訓練礼式	3	1	- 2	各個訓練（停止間の基本動作） 小隊訓練（編成と整とん要領） 敬礼（各個・部隊） 通常点検の指導要領を修得させる。
組織制度	2	0	- 2	初級幹部科における必要性に乏しく削除する。
現場指揮	6	3	- 3	火災現場における防ぎょ活動の原則と現場指揮要領を理解させる。
救急	3	0	- 3	初級幹部科における必要性に乏しく削除する。
防災（新規）	0	2	+ 2	主に自然災害に関する防災対策と活動要領の要点を理解させる。
防災指導要領（新規）	0	2	+ 2	住民への防災指導要領を修得させる。
安全管理	3	2	- 1	危険予知訓練等を通じて、消防団活動に伴う危険要因、事故予防策、事故発生時の対応策を理解させる。
事例研究	4	0	- 4	初級幹部科における効果に乏しく削除する。
行事その他	2	1	- 1	入校式、修了式等
計	24	12	- 12	

(3) - 2 中級幹部科

対象者

部長、分団長

到達目標

消防団中級幹部としての職責を自覚し、消防団組織の管理運営と活性化に係る広い知識を有している。自然災害や大規模災害時において、消防団に期待される役割と、効果的な防ぎょ活動の在り方について、深く理解している。

標準カリキュラム

幹部教育は、団員を指揮する立場から必要な教科目に特化する。

中級幹部科は、消防団組織の要職に就く者が受講対象であり、消防団組織の管理運営と活性化について、大局的な見地から理解を深める必要がある。また、災害対策については、消防団が防災関係機関との連携を確保しつつ、地域に密着した活動を行うために、地域防災計画における消防団の役割等を追加する。

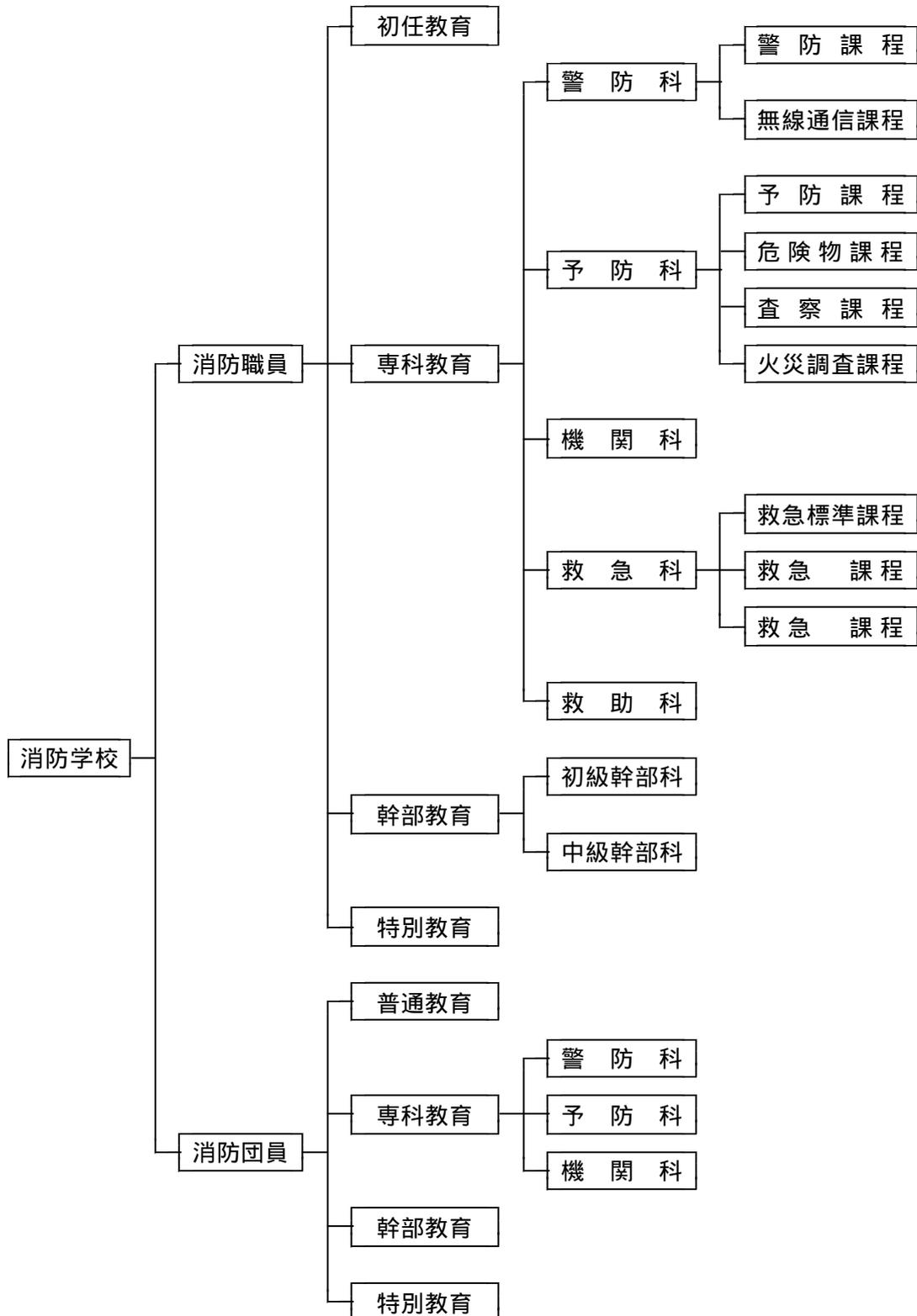
総時間数は12時間となるが、これは、受講する側から見ても、無理のないものと考えられる。

総時間数 12時間 [現行 24時間以上]

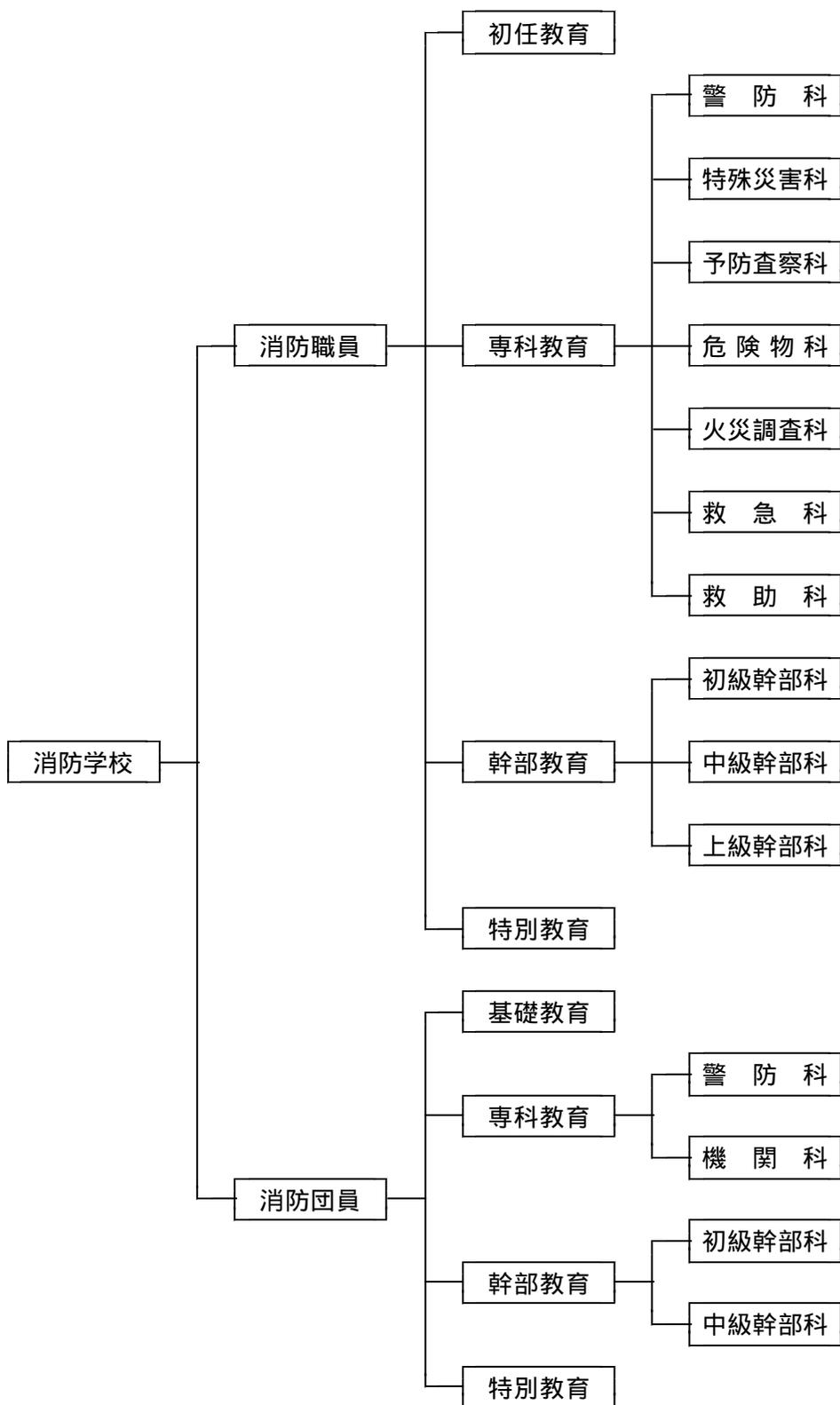
標準カリキュラムの具体的検討結果

教 科 目	現行	改正	増減	特 記 事 項
倫理	1	1	0	中級幹部としての職責と心構えを自覚させる。 教科目名を「講話」に改める。
訓練礼式	3	0	- 3	中級幹部科における必要性に乏しく削除する。
組織制度	2	1	- 1	消防団組織の状況と活性化対策について理解させる。
現場指揮	6	3	- 3	火災現場における防ぎょ活動の原則と現場指揮要領を理解させる。
救急	3	0	- 3	中級幹部科における必要性に乏しく削除する。
防災（新規）	0	2	+ 2	災害対策基本法と消防団の役割、地域防災計画に占める消防団の役割を中心に理解させる。
安全管理	3	2	- 1	消防団活動に伴う危険要因、事故予防策、事故発生時の対応策を理解させる。また、公務災害補償制度の概要を理解させる。
事例研究	4	2	- 2	消防団運営、警防戦術事例、安全管理事例等を題材として、討議研修を行う。
行事その他	2	1	- 1	入校式、修了式等
計	24	12	- 12	

現行の「消防学校の教育訓練の基準」の体系図



見直し後の「消防学校の教育訓練の基準（案）」の体系図



(注) 現行の救急 課程については、当分の間の経過措置として、現行の基準に基づく救急 課程修了者を対象に開講することができる。

消防学校の教育訓練基準に関する調査結果について

1 初任教育の教科目について

ア 現行のままでよい	3 5
イ 必要性の薄い教科目がある	7
ウ 新たに実施すべき教科目がある	1 1
エ その他	1 1

イ 必要性の薄い教科目	件数	理 由
情操教育	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理と情操は、同様の内容があり関連していることから、教科目の統合を図る ・ 情操教育を包含して一般教養とする ・ 限られた時間の中で教育の効率性に疑問
法制通論	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的で知識の習得が困難 ・ 他教科に比べ時間数が多い
サービス	2	・ サービスと勤務は内容に重複が多い
勤務	2	同 上
倫理	2	・ 時間数が多い(20h 10h)
消防制度	1	・ 消防制度、サービス、勤務は内容に重複がある
理化学	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理化学(28h)から物理、化学の時間を削減する ・ 教育生が文科系か理科系かで理解度のばらつきがある
訓練礼式	1	・ 時間数が多い(60h 50h)

ウ 新たに実施すべき教科目	件数	理 由
災害心理学(メンタルヘルス)	5	・ 多様な災害から消防職員の心の健康を確保する必要がある
消防広報、広聴	2	・ 説明責任、個人情報、情報公開を取込む
IT教育、(通信・シム関係)	2	・ 情報化社会に対応するため
救急	1	・ 時間が少ない(20h 50h)、実務経験がなければ効果が低い
機器取扱訓練	1	・ 時間が少ない(30h 40h)、消防設備等を含めたい
水上安全	1	・ 着衣泳等、職員の安全確保に必要
一般教養	1	・ 障害者対応に必要な知識の付与

英会話	1	・国際化社会に対応するため
火災科学	1	・火災に関する科学的な知識の付与
文書実務	1	
訴訟に関する基礎的な教養	1	・住民意識、時代の変化を捉えて学習する必要がある

2 初任教育期間（6ヶ月以上）について

ア 現行の6ヶ月以上が適当である	39
イ 短縮を望む	4
ウ 延長を望む	10
エ その他	1

(1) 短縮に関する要望（4件）

初任教育においては消防の基礎を教育するための最小限度を定め、5ヶ月程度とし、より早く消防署での実務にたずさわられるよう図るべきである。

初任科生の増加から年2回実施しなければならない。また専科教育等を充実しなければならないので5ヶ月程度を希望する。

週休二日制により年間の教育日数が減少したが、基準の900時間以上は見直されていない。また、卒業の期間が延びることにより他の教育に無理が生じている。よって、4月入校、9月末卒業（6ヶ月）「800時間以上」に見直しを希望する。

初任教育の対象職員の増加に伴い、キャパシティーの関係から本校は年間2期コースで実施している。したがって、現行（6ヶ月以上）では、日程的に過密であり、各コースとも1ヶ月程度の日程空間が必要であるため、5ヶ月程度として、その内容について上記の通りとすることが望まれる。

(2) 延長に関する要望（7件）

初任教育期間に救急標準課程も組み入れて12ヶ月に延長する。

学生の意欲向上と消防本部の要望に応えるため、12ヶ月程度とし、初任教育期間中に救急標準課程及び救助科の講習を修了させる。（他1件）

完全週休二日制の実施と基準改正に伴い新たな訓練内容が増加したことから、ゆとりある教育実施のため現行の期間では対応ができない。また実科の時間が不足するので7ヶ月程度を希望する。

告示基準（900時間）を実施するために、7ヶ月程度が必要である。（他2件）

3 初任教育の一部を消防本部への現地研修で実施することについて

ア 実践的な教育訓練は消防本部等の現地研修で行なう方が効果的である	23
イ 現地研修で実施できる教科目は、他の消防学校と差異が生じない方がよい	5
ウ 現地研修で実施できる教科目は、消防学校が自由に選択できる方がよい	16

い	
エ 消防本部間による教育水準の斉一を期すためのマニュアル作りが必要である	2 2
オ 現地研修の効果を測定するための方策が必要である	1 3
カ 消防本部と連携した現地研修での実施には否定的である	8
キ その他	1 1

キ その他に対するコメント（6件）

現場での体験学習は、教育効果を高めるための有効な手段であるため、内容や指導方法について統一性を図り、各消防本部間の教育水準の斉一を期することが望ましい。

初任教育はあくまでも基礎教育、消防本部の差異や業務量など無理と思われる。受け入れ側の諸問題の調整が必要である。

当校は市単独設置のため非該当。

（他2件）

4 専科教育全般に関する要望等

(1) 専科研修全般（7件）

現行どおりでよいが、教官用マニュアルの作成を希望する。

専科教育については、専門的な教育を重点に行なうものであり、倫理を廃止しても支障ないのではないか。

限られた時間を有効に活用する観点から、専科教育に訓練礼式は必要でないと考ええる。

専科教育全般を通して、期間の短縮が望まれる。

長期の研修より、入校機会の増がよいと考えられる。

全国の消防学校で実施されているものを参考に、選択実施可能を前提に、課程として明示してはどうか

救急科及び救助科は、資格取得的な要素が強く、現行の時間数、教科目で納得できるが、これ以外のものについては、職場研修で修得できるものが多く、時間数を短縮し、学校研修が効率的な科目に絞って実施するように見直すのが望ましい。

(2) 警防科（9件）

ア 警防課程（5件）

NBCテロ対策を取り入れて欲しい。

「化学災害対応課程（テロ災害を含む）」の新設を希望する。（他2件）

地域防災危機管理課程（仮）の新設。近年の地震・風水害等自然災害の発生、テロ対策に関する事項に対応できる能力が必要とされるケースが増大しているので、これ等の課程を新設する。

イ 無線通信課程（4件）

現行の無線通信課程（31時間）を陸上無線2級に限定したカリキュラム

(1 4 時間) に変更する。

特殊無線の資格取得講習とほとんど同様であり、廃止を希望する。(他 1 件)
通信課程は資格取得教育の色彩が強いが、相互応援も視野に入れ、全国的運用も含めた幅広い課程として時間数を充実してはどうか。

(3) 予防科 (1 2 件)

ア 予防課程 (4 件)

予防科の予防課程及び査察課程にあつては、内容的にも重複する部分があり、同一課程で実施したほうがより効果的と考える。時間数は、1 4 0 時間程度が適当と思う。(他 2 件)

予防課程の教科目は、建築設備、査察、一般予防に分類されており、専科教育としては広範囲である。査察に関する教科目は査察課程で行なわれているため、建築設備を主とした仮称「建築設備課程」として新たに設置すべきではないか。

イ 火災調査課程 (1 件)

模型火災実験等、実科時間を増やすように見直すべきではないか。

(4) 救急科 (7 件)

救急 課程及び救急 課程を実施する消防学校は、ここ数年で無くなると考えられるので、これらの課程を廃止し、救急の高度化に対応するための「救急標準課程」及び「救急救命士課程」等を新設する必要がある。

救急標準課程に移行しているため、「救急 課程」を廃止する。(他 2 件)

救急科の全て課程に倫理 (2 時間程度) の教科目を追加すべきである。

救急標準課程に効果測定的时间数を設定することを希望する。

救急科にメンタルヘルスケア (3 時間程度) に関する教科目を取り入れる。

(5) 救助科 (7 件)

N B C テロ対策を取り入れる。(他 1 件)

平成元年 7 月 2 1 日消防消第 1 1 6 号、消防救第 7 4 号「水難救助及び山岳救助に関する特別教育の実施について」に基づき専科課程として潜水科を実施しているが、教科目、教育時間数を検討して特別教育としての位置づけから、専科教育としての新設を希望する。(他 2 件)

山岳救助課程の新設を希望する。

化学災害関係の課程の新設を希望する。

救助科にメンタルヘルスケア (3 時間程度) に関する教科目を取り入れる。

(6) 機関科 (1 5 件)

ア 機関科の廃止・縮小 (1 2 件)

この課程は、運転免許取得、機関整備、走行技術の養成にあると思われるが、現在の消防職員は、ほとんど免許取得者であること。また、現在の消防車両の整備は全て業者委託であること、あわせて、コンピュータ制御となり、この課程に

において教養できるものではない。(他7件)

各消防本部では、機関員の認定制度等が整備され、所属研修等で対応できており、その目的は達成できたことから、廃止しても支障がないのではないかと。

機関科については、ほとんどの人が免許を取得しており、整備についても民間へ委託されている。また、走行訓練についても各本部で対応している。

各消防本部において対応できることから、機関科の教科目の一部(放水隊形理論等)を警防課程で実施し、機関科を廃止しても支障がないのではないかと。

ほとんどの入校生は、自動車運転免許を有している等、構造面では改めての教育は不必要と考えられるため「自動車工学」の科目は削除を希望する。

イ 「はしご車等運用課程」の新設(3件)

昭和61年及び平成3年の消防庁通達により、はしご車等の操作員教養が義務付けられている。(他2件)

5 幹部教育全般に関する要望等

(1) 初級幹部研修

初級幹部科と中級幹部科を区別できるように内容を明確にするとともに、教科目の選択性を取り入れて、幅広い教育訓練を実施できるようにする。また、惨事ストレスやNBC災害を位置づけて、選択できるようにする。

幹部の定義が本部ごとに異なり、実情にあっていないのではないかと。名称の変更を考慮してはどうか。(他2件)

時間数の圧縮を希望する。消防本部の現場人員の確保並びに消防学校の日程調整等の関係で、130時間以上という総時間数をクリアできていない。(本県では52時間で実施)したがって本県では、人事管理、現場指揮、安全管理に重点を置いた教育を実施している。(他7件)

予防面、警防面の教育内容が各々専科で教育しているものと差別化しにくい。

惨事ストレスやNBC災害を位置づけて、選択できるようにする。

初級幹部科の教科目に「訓練礼式」2時間以上とあり、さらに「現場指揮」(20時間以上)にも訓練礼式(各個訓練、小隊訓練、点検礼式)とあるが、訓練礼式の教科にまとめて整理した方が授業計画を組みやすい(中級幹部科も同様)。

行財政並びに社会の変化に対応できる教科目及び時間数の設定。

防災行政を導入すべきである。

大規模地震対策の教科目を導入する。

(2) 中級幹部科(6件)

中級幹部科は各県の最高幹部教育であるので、各都道府県の実情に応じた教科目を導入して、90時間程度に増やす。(他1件)

教科目、時間数を再構築し、時間数を40時間程度に縮減してはどうか。

惨事ストレスやNBC災害を位置づけて、選択できるようにする。(他1件)

人事管理、安全管理、現場指揮の時間が少ない。また初級、中級ともに防災行政を導入すべきである。

(3) その他（２件）

中級以上の幹部については、消防大学校に入校して教育を受ける機会があるが、消防大学校入校枠に制限があることから消防大学校に入校できない上級幹部を教育できる、上級幹部科の新設を希望する。

上級幹部に対する教育課程が必要ではないか。時代の変化が激しく、時事問題に関する研修が必要である。

6 消防団員の普通教育の科目について

ア 現行のままでよい	28
イ 必要性の薄い教科目がある	7
ウ 新たに実施すべき教科目がある	2
エ その他	18

(1) 全般に関する意見、要望（３件）

教科目はその都度フレキシブルに考える必要がある。

各都道府県のカリキュラム運営上の都合も考慮し、実施科目の選択については、ある程度それぞれの裁量に任せてよいと思われるので、告示基準は現行のままでよいと思う。

各教科とも時間数が中途半端で、うわべだけの教育では教育効果も期待できない。さらに、消防団員のサラリーマン化等により入校者が減少傾向にあるのが現状である。こうした傾向を打開するためにも、地域の特性や実情を考慮したカリキュラムを編成できるよう教科目の一部を選択研修とし、消防団員の興味を引く中身の濃い内容の教育をしてゆく必要があると考える。

(2) 削減に関する意見、要望（８件）

ポンプ操法（４時間）では少なく十分な訓練ができない。このため、この時間を「ポンプ運用」「資器材取扱」としてはどうか。（他１件）

現在各消防団においては水出しのポンプ操法を行っており、底辺が拡大されているためポンプ操法は不要である。（他１件）

倫理、火災防ぎよ、行事・その他、訓練礼式は、時間数を減少する。

各科目とも、時間数を減らし、１泊２日（１２Ｈ）に基準を改正することが望ましい。（倫理１時間、組織制度１時間、訓練礼式４時間、ポンプ操法６時間）

（他１件）

予防、ポンプ操法、防災、救急、救助等、消防本部及び団員指導員が実施できるものは省略する。

(3) 新設等に関する意見、要望（４件）

女性団員の増加にともなう教科目の編成が必要ではないか。

大規模地震対策の教科目（本県実施済み）が必要である。

燃焼及び消火に関する基礎知識については、消防団員に対する三種危険物取扱者試験科目から免除されるため、教科目に加える必要がある。(他1件)

7 普通教育の期間及び時間数(4日間及び24時間以上)について

ア 現行の基準のままでよい	7
イ 諸課題を検討する余地はあるが、4日間及び24時間程度は必要である	1
ウ 諸課題を検討した上で、基準時間等の見直しが必要である	32
エ 必要最低限の教科目に限定するならば、基準時間等を削減することができる	19
オ その他	3

関連意見(16件)

消防団員がサラリーマン化しており、3~4日間の休暇をとり入校することが難しい状態である。(他13件)

サラリーマンの団員が多いため、時間数の縮減、土・日曜の教育の実施等、検討の余地は多い。

消防本部で教育できるものについては消防本部で実施し、消防学校での教育の期間及び時間数は3日間及び18時間程度が適当であると思う。

8 普通教育の実施方法について

ア 現行通り、教科目のすべてを消防学校が実施すべきである	15
イ 消防学校で行なう教科目は、消防学校での実施が効果的と思われる教科目に限定した方がよい	14
ウ 消防本部と連携し、教科目の一部を所轄の消防本部で実施することも考えられる	24
エ 所属消防団(分団)と連携し、教科目の一部を所属消防団(分団)で実施することも考えられる	5
オ 教科目のすべてを所轄の消防本部で実施した方がよい	6
カ 教科目のすべてを所属の消防団(分団)で実施した方がよい	0

関連意見(3件)

消防学校で、統一した教育内容による教育訓練を実施することによって、団員の知識・技術のレベルをある程度一定に保つことができる。

消防本部で実施できる教科目には、「訓練礼式、ポンプ操法、救急救助」が考えられる。

団員の生業、就業等により現行の4日間(24時間)入校には無理がある。このことを踏まえ、所轄消防本部でできる教科目は所轄消防本部で実施することにより、学校入校も短期間となり、入校しやすい環境が整備できる。

9 専科教育全般に関する意見、要望等（14件）

(1) 全般に関する意見、要望（6件）

消防学校と消防本部の役割分担の再検討をする。

地域の実情に応じ選択する方がよい。

他の教育で充分補充できる教科目であり、単独で実施する必要性を感じない。

普通教育、幹部教育で実施すればよい。

全て、消防本部での実施が可能と考える。

（他1件）

(2) 削減に関する意見、要望（6件）

24時間の時間数を14時間に削減する。

警防科、機関科を統合し、基準時間の見直し（16時間以上）を図る。

2～3日が適当と思われる。

現実には時間がとれないので、時間数を半分くらいにしてはどうか。

各科とも1泊2日（12時間）が妥当と思われる。

予防科、警防科については必要性がない。

(3) 新設等に関する意見、要望（2件）

設備士試験の免除科目となる「機械又は電気に関する基礎知識」は、新設すべきである。

消防団の活動にあったものを新たに専科教育として新設してはどうか。

10 幹部教育全般に関する意見、要望（30件）

(1) 全般に関する意見、要望（7件）

対象者及び教育内容の細分化を希望する。（初級・中級）

（他4件）

現行基準でよい。

独自で教科目及び時間数を決めている。

(2) 削減に関する意見、要望（21件）

サラリーマン団員が多く、24時間以上は無理である。

（他1件）

24時間を14時間程度に削減して欲しい。

（他1件）

職業を持つ団員には、時間の確保が難しい。

サラリーマン団員が参加しやすいよう基準時間の見直しが必要である。（他5件）

災害事例研究を削除し、他の科目も削減を望む。

1泊2日12時間が望ましい。

（他5件）

部隊訓練、安全管理中心の教科目とし、時間を3日間19時間にすることを希望する。

（他2件）

(3) 新設等に関する意見、要望（2件）

防災対策の教科目が必要である。（警防科・予防科・機関科）

（他1件）

1.1 その他告示基準全般に関する要望等（15件）

第11条第1項で、現行の1単位時間50分を80分～90分にすべきである。

第11条第2項で、1週間の時間数は38時間が標準となっているが、週休2日制が定着しており、35時間とすべきである。（他9件）

消防団員の教育に一般市民に対する教育も加えて欲しい。

教育総時間数の制限を取り除き、各校で特色ある教育ができるよう改正を望む。

（他1件）

平成3年以来改定されておらず、委員会等を設置して全面的に見直す必要がある。

1.2 初任教育への需要の増加に関する対応状況について（大量採用期への対応）

ア すでに対応済み	5
イ 現在、検討中	17
ウ 今後、検討する予定	21
エ 現行のままで対応可能	10
オ その他	0

1.3 初任教育の実施回数を増やした場合における「専科教育」、「幹部教育」及び「消防団員教育」への影響の有無について（大量採用期への対応）

ア 影響はない	8
イ 影響がある	45

消防職団員の教育訓練に関する検討会

委 員 名 簿

(敬称略：50音順)

委員長	三好 勝則	消防庁消防課長
委員	秋山 惠	消防庁消防大学校副校長 (平成15年3月31日まで)
"	淡島 恒一	横浜市磯子消防署長
"	金子 照行	消防庁消防大学校副校長 (平成15年4月1日から)
"	鈕持 久資	小田原市消防団副団長
"	小林 常晃	草加市消防本部消防長 (平成15年3月31日まで)
"	佐藤 勝美	草加市消防本部消防長 (平成15年4月1日から)
"	杉本 延一	高知県消防学校校長
"	中川 功	大阪市消防局消防学校長
"	八反田 幸夫	北海道消防学校校長
"	宮代 隆夫	東京消防庁消防学校教養課長
"	山田 克彦	熱海市消防団
事務局	消防庁消防課	